

# 農業委員会だより

159号

令和5年8月1日発行

発行 / 四日市市農業委員会

編集 / 編集委員会

TEL.059-354-8271



**新体制が始まりました。3年間よろしくお願いします。**



会 長  
豊田 忠篤

みなさま、日頃より四日市の農業振興にご尽力を賜りましてありがとうございます。  
この度、新たな体制として藤谷前会長から会長職を引き継ぎ四日市市農業委員会会長を務めることになりましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、農地についての制度は、農地取得時の下限面積要件の撤廃や地域計画の策定など様々変化しております。また、委員活動におけるタブレット端末の活用や、農地ナビによる農地情報の公開など、デジタル技術の活用も進んでおります。

私どもの活動を通じて、四日市の農業を少しでも強く明るく持続可能なものにできるよう、総勢56名の委員が一致団結して活動していく所存でございます。今後とも、私どもの活動にご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

## 主な内容

|                   |      |
|-------------------|------|
| 改選に伴う新体制の紹介       | P2、3 |
| 10年後の目標地図と地域計画の策定 | P4   |
| 農地パトロール、畦畔除去の補助金  | P5   |
| 学校給食等地産地消推進事業     | P6   |
| 相続土地国庫帰属制度        | P7   |
| 農業者年金 Q&A         | P8   |

# 委員の改選に伴う新体制が始まりました

農業委員および農地利用最適化推進委員の任期満了に伴う改選が行われ、令和5年7月20日から当委員会の新体制がスタートしました。同日、年次総会を開催して会長および会長職務代理者が選任されました。委員の任期は令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間で。

## 農業委員会の役割

### 優良農地の確保と有効活用に向けて取り組みます

農地法に基づく許可申請等について、効率的な農地利用につながるよう農業者を代表して公正に審査します。

### 農地利用の最適化に取り組めます

担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進を通じて地域農業の発展に寄与します。

### 農業の担い手の育成・確保に取り組めます

農業の担い手の育成・確保と情報提供等の活動を通じて地域農業の発展に寄与します。

### 地域の課題解決に向けて取り組みます

市長に施策の改善について意見書を提出し、農業者・集落または農業者団体の声を行政・政策に反映します。

## 農業委員の紹介

### ～農業委員の役割～

会議に出席して農地の権利移動や農地転用等について審議し、最終的に合議体としての決定を行います。また、現場活動も行います。

| 氏 名             | 住 所     |
|-----------------|---------|
| 森 勇志            | 別名二丁目   |
| 稲垣 孝義           | 山村町     |
| 伊藤 豪俊           | 大矢知町    |
| 野呂 昌見           | 大鐘町     |
| 北川 博美           | 中野町     |
| 岡本 萬里子(会長職務代理者) | 生桑町     |
| 川村 彰            | 赤水町     |
| 加藤 剛            | 上海老町    |
| 清水 透            | 川島町     |
| 奥山 邦典           | 桜町      |
| 豊田 忠篤(会長)       | 八王子町    |
| 山中 博昭           | 南小松町    |
| 伊藤 元            | 楠町北五味塚  |
| 矢田 敏秋           | 山田町     |
| 永尾 敏昭           | 小山町     |
| 古市 ひとみ          | 堂ヶ山町    |
| 五十嵐 和壽          | 水沢町     |
| 鎌田 隆郎           | 水沢町     |
| 岡 良浩            | 坂部が丘二丁目 |

以上 19 名

## 農地利用最適化推進委員の紹介

## ～農地利用最適化推進委員の役割～

農地利用の最適化の推進に関する指針を踏まえて現場活動を行います。

| 担当地区     | 担当地域                         | 氏 名   | 住 所    |
|----------|------------------------------|-------|--------|
| 海蔵・羽津    | 海蔵地区・羽津地区                    | 徳丸 昇  | 野田二丁目  |
| 富田・富洲原   | 富田地区・富洲原地区                   | 荒木 隆美 | 大字茂福   |
| 八郷       | 八郷地区                         | 坂 成年  | 広永町    |
| 大矢知      | 大矢知地区                        | 伊藤 和志 | 大矢知町   |
| 下野       | 朝明町・山城町・札幌町・あさけが丘・八千代台       | 日沖 幸司 | 山城町    |
|          | 北山町・西大鐘町・大鐘町                 | 野呂 圭祐 | 大鐘町    |
| 保々       | 中野町                          | 山川 友志 | 中野町    |
|          | 小牧町・市場町・まきの木台・高見台            | 樋口 實  | 小牧町    |
|          | 西村町                          | 山川 昌隆 | 市場町    |
| 三重       | 西坂部町・南坂部町・三重                 | 大森 茂治 | 西坂部町   |
|          | 東坂部町・山之一色町・坂部が丘・坂部台・東ヶ谷      | 服部 秀和 | 山之一色町  |
|          | 小杉町・小杉新町・生桑町・大谷台             | 川崎 茂  | 小杉町    |
| 県        | 北野町・黒田町・江村町・赤水町              | 岩田 義則 | 江村町    |
|          | 平尾町                          | 南谷 修  | 平尾町    |
|          | 上海老町                         | 阿部 英樹 | 上海老町   |
|          | 下海老町・あがたが丘                   | 川田 重孝 | 下海老町   |
| 常磐・橋北・中部 | 常磐地区・橋北地区・中部地区               | 梅井 定  | 久保田二丁目 |
| 川島       | 川島東部・北部・川島新町・小生町・三滝台・浮橋      | 林 一幸  | 小生町    |
|          | 川島南部・西部・狭間町・別山               | 村田 芳雄 | 川島町    |
| 神前       | 曾井町・尾平町                      | 川村 正光 | 増井町    |
|          | 寺方町・菅原町・高角町                  | 増田 孝幸 | 菅原町    |
| 桜        | 桜町                           | 川口 智弘 | 桜町     |
|          | 智積町・桜台・桜台本町・桜花台・桜新町          | 小林 敬司 | 智積町    |
| 日永・四郷    | 日永地区・四郷地区                    | 水谷 喜一 | 日永四丁目  |
| 内部       | 南小松町・采女町・采女が丘・小古曽町・小古曽・小古曽東  | 村山 正之 | 小古曽二丁目 |
|          | 北小松町・貝家町・波木町・波木が丘町・波木南台・森力山町 | 堀川 正則 | 北小松町   |
| 塩浜・河原田   | 塩浜地区・河原田地区                   | 赤尾 和博 | 河原田町   |
| 楠        | 楠地区                          | 坂倉 章生 | 楠町北一色  |
| 小山田      | 山田町                          | 矢田 晴英 | 山田町    |
|          | 西山町・内山町・小山町                  | 小林 秀二 | 小山町    |
|          | 鹿間町・和無田町                     | 岸本 久義 | 鹿間町    |
|          | 堂ヶ山町・美里町・六名町                 | 林 清文  | 六名町    |
| 水沢       | 水沢野田町・水沢町(水沢本町)              | 田川 忠彦 | 水沢野田町  |
|          | 水沢町(宮妻町・水沢谷町・北谷町)            | 森 孝夫  | 水沢町    |
|          | 水沢町(西條町・三本松町)                | 辻 康雄  | 水沢町    |
|          | 水沢町(水沢東町・横堀町)                | 中川 武春 | 水沢町    |
|          | 水沢町(水沢茶屋町・水沢中谷町・四ツ谷町)        | 堤 基博  | 水沢町    |

以上 37 名

農地についてお悩みやご相談があれば、担当地区の委員にお気軽にお声がけください。

# 10年後の将来像を明確にするための 目標地図を作成します

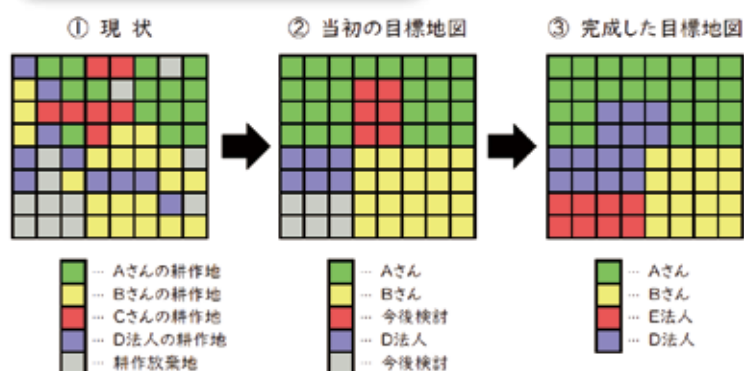
令和5年4月1日に法が改正され、「人・農地プラン」は「地域計画」と改められました。将来の農地利用の姿を明確にするため、四日市市では、10年後の地域の将来像を示す「目標地図」づくりに取り組んでいます。

本年7月には、地図づくりのための情報を集める目的で、市内の市街化調整区域内にある農地の所有者と耕作者を対象にした「耕作意向調査」を行いました。回答にご協力いただき、ありがとうございました。耕作意向調査の回答期限は7月末日まででしたが、随時受け付けておりますので、調査票がお手元に届いている方で、まだ調査票を提出していない場合は、お急ぎで提出をお願いします。

みなさんに回答していただいた内容を基に所有者や耕作者の意向を示した地図を作成します。その地図を参考に農業委員会で目標地図の素案を作成します。素案ができ次第、各地区で関係者が集まって話し合いを行い、目標地図を完成に近づけます。令和7年3月までにはすべての地区で目標地図を作成し、将来像を明確にした地域計画を策定します。

なお、すべての農地について10年後の耕作者を決定できない場合には、当初は「今後検討」としておくことも可能です。ひとまず、おおまかな地図を作成し、毎年行う話し合いの中で随時調整していくことで、目標地図を少しずつ完成形に近づけていきます。

## 目標地図作成の例



## 今後のスケジュール

### 令和5年7月～8月

郵送による耕作意向調査を実施

### 令和5年12月頃

農業委員会が目標地図の素案を作成

### 令和6年1月以降

各地区で関係者が話し合いを行い  
目標地図を含む地域計画の案を作成

### 令和7年3月までに

すべての地区で地域計画を策定し  
公告を完了

## よっかいち農業マルシェが開催されました



6月3日(土)に、本年4月にリニューアルオープンした四日市市農業センター(赤水町)にて、第1回よっかいち農業マルシェが開催されました。

地域で生産された野菜や加工品の販売のほか、野菜の収穫体験などが行われました。また四日市温室園芸組合主催の観葉植物・鉢花即売会も同時開催され、多くの方にご来場いただきました。

次回は8月19日(土)に開催される予定ですので、ぜひご来場ください。

## 農地パトロールを実施しています

農業委員会では、耕作されていない農地の把握や違反転用の発生防止のため、農地の利用状況調査（農地パトロール）を実施しています。

**対象農地** 市内全域の農地

**調査期間** 随時実施

**調査方法** 地域の農地利用最適化推進委員、農業委員および農業委員会事務局職員が実際に農地へ行き、道路から目視による調査を行います。

調査にあたり、各農地へ立ち入ることやお話を伺う場合がありますので、ご了承ください。また、現地調査の結果に基づき、耕作されていない土地の所有者に対し、農地としての適正な利用を図っていただけるようご連絡（農地利用意向調査）をさせていただく予定です。農地保全のため、皆様のご理解、ご協力をお願いします。

## 畦畔除去による水田の大規模化を支援します

### 農地大規模化支援事業費補助金（予算額300万円）

畦畔を除去することにより水田を大規模化し、効率的な農業経営を行おうとする取り組みに対して、必要な費用の一部を支援します。

**補助対象者等** 市内で策定された人・農地プランの中心経営体でかつ、中心経営体が自ら耕作している農地であること。

**補助対象経費** 効率的な農業経営のために行う水田の畦畔除去及び畦畔除去に伴う整地事業。  
※申請には、土地所有者の同意書、対象農地の土地全部事項証明書及び公図の提出が必要です。  
※交付決定後に、畦畔除去を行うものに限りします。

**補助率等**

| 補助対象事業 | 補助額                   |
|--------|-----------------------|
| 畦畔除去   | 10mあたり4,000円（10m未満切捨） |
| 整地     | 1㎡あたり7円（千円未満切捨）       |

【問い合わせ先】  
農水振興課 農水政策係  
電話：059-354-8180

農家の皆様へ

## 稲わらの早期すき込みについて



台風シーズンが近づいています。水稻を収穫した後の稲わらを放置すると雨で流され、排水路やポンプ場に詰まったり、海に流れ込んだりして、漁場を荒らすなどの被害を及ぼす恐れがあります。すき込みは、稲刈り終了後なるべく早く行い周囲に被害を及ぼさないようご配慮をお願いします。

## 令和5年4月～7月の主な農業委員会活動を紹介します。

| 年月日     | 活動内容  | 参加者      | 年月日     | 活動内容    | 参加者                         |
|---------|-------|----------|---------|---------|-----------------------------|
| R5.4.14 | 月例総会  | 農業委員 17名 | R5.6.19 | 最適化推進会議 | 農業委員 8名<br>農地利用最適化推進委員 18名  |
| R5.5.15 | 月例総会  | 農業委員 15名 | R5.6.21 | 最適化推進会議 | 農業委員 6名<br>農地利用最適化推進委員 11名  |
| R5.6.9  | 運営委員会 | 農業委員 5名  | R5.7.14 | 月例総会    | 農業委員 17名                    |
| R5.6.14 | 月例総会  | 農業委員 18名 | R5.7.20 | 年次総会    | 農業委員 17名<br>農地利用最適化推進委員 33名 |
| R5.6.14 | 編集委員会 | 農業委員 3名  |         |         |                             |

※本市の農業委員会は、月例総会（許可申請等の審議など）、農地利用最適化推進会議及び年次総会（全体会）にて会議運営しております。



# あなたが生産した食材を 学校給食に供給してみませんか？

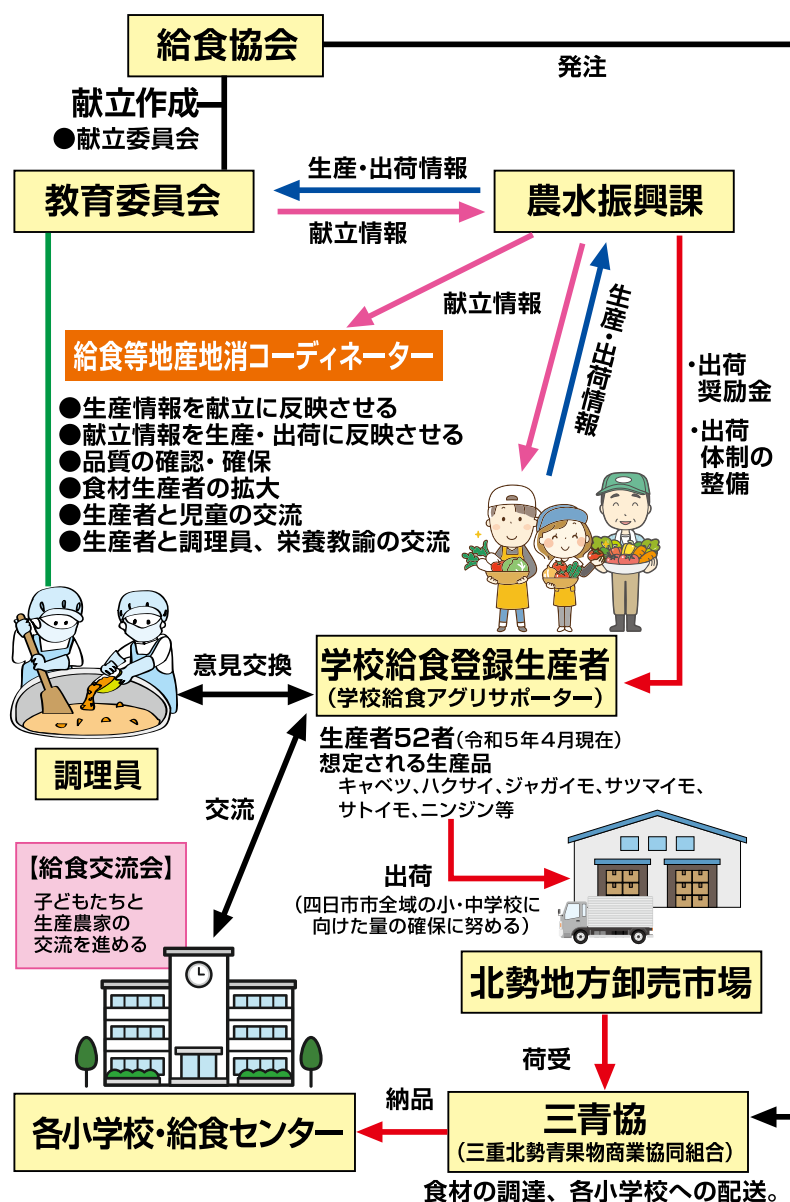


四日市市では、野菜・果物生産農家の販路拡大、地産地消および子どもの食育推進を目的として、学校給食用に地元農産物の生産・出荷を支援する取り組みを進めています。

これまでは小学校給食のみでしたが、令和5年度からは学校給食センターが稼働し、中学校給食が始まったことに伴い、より多くの子どもたちに地元の食材を味わってもらう環境が整いました。

食材を出荷していただくと、市場取引価格の10分の3の額が奨励金として交付されますので、あなたも学校給食アグリサポーターに登録して、あなたが丹精込めて生産した食材を四日市の子どものために供給してみたいはいかがでしょうか。

## 学校給食等地産地消推進事業



## 学校給食アグリサポーターについて

### ◆アグリサポーターへの登録資格

- ・市内に住所を有していること。
- ・市内で生産した農産物を学校給食用の食材として供給する意思があること。
- ・子どもの食育活動に取り組む意思があること。

### ◆アグリサポーターの活動内容

- ・学校給食の献立に合わせて、市内で生産した農産物を北勢地方卸売市場へ出荷する。
- ・学校給食の調理員と理解を深めるための研修会に参加する。
- ・市場に出荷した農産物が学校給食で使われる際、市の求めに応じて、納入先の学校で、子どもたちと交流する。

### ◆アグリサポーターへの奨励金

- ・出荷した学期ごとに市場取引価格の10分の3の額を交付します。  
(令和5年度から、奨励金の割合が10分の1から10分の3に拡充されました。ぜひご検討ください。)

この事業に取り組まれる場合は、事前に「四日市市学校給食アグリサポーター登録(変更)申請書」の提出が必要です。

### 【問い合わせ先】

**農水振興課 農水政策係**  
電話:059-354-8180

# 相続土地国庫帰属制度のご案内

令和5年4月27日に「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が施行されました。相続した土地（農地に限りません。）を国に引き渡すこと（国庫帰属といいます。）を希望する土地の所有者が法務局へ申請し、審査を受けて承認されると、相続した土地の所有権を国に帰属させることができます。帰属された土地は国が管理・処分します。

相続した農地の管理にお困りの場合、農業委員会にご相談いただければ耕作者をあっせんしますが、今回は新たに制度化された相続土地国庫帰属制度をご紹介します。

## 1. 申請ができる人

相続や遺贈（相続人に対する遺贈に限る）により土地の所有権を取得した相続人

## 2. 帰属ができない土地

### （1）申請できない土地

- ・建物が存在する土地
- ・担保権または使用および収益を目的とする権利が設定されている土地
- ・通路や水路などの用途で他人に使用されている土地
- ・法で規定する特定有害物質により汚染されている土地
- ・境界が明らかでない土地（申請には、隣接地との境界点を明らかにする写真が必要）

### （2）審査で承認されない土地

- ・通常の管理をするために多大な費用や労力を要する土地
- ・土地の管理を阻害する工作物、放置車両、樹木などが存在する土地
- ・除去しなければ通常の管理をすることができない有体物が地下に存在する土地
- ・隣接する土地の所有者との訴訟によらなければ通常の管理をすることができない土地

## 3. 費用

### （1）審査手数料

土地1筆当たり 14,000円

### （2）負担額（10年分の土地管理費用相当額）

例：市街化調整区域内の**農用地区域外（白地）**の農地の場合…面積にかかわらず 200,000円

※上記以外の農地については、面積に応じた金額となります。

## 4. 申請方法

四日市市内の土地であれば、津地方法務局の本局（津市丸之内26-8津合同庁舎）に申請書類を提出してください。（郵送による申請も可能です。）なお、申請から帰属の決定までには半年から1年程度の期間を要します。

申請する前に法務局へ相談することもできます。ただし相談の窓口は法務局の本局のみです。したがって、四日市支局では相談できません。なお、相談には予約が必要です。また相談の際は、申請する土地の状況等が分かる資料や写真をお持ちください。

制度についての詳細は、津地方法務局（電話：059-228-4191）へお問い合わせください。

## 農業委員会相談室

## 農業者年金Q&amp;A



## Q 農業者年金のアピールポイントを教えてください。

- A**
- ① 農業者なら広く加入できる
    - ・ (1) 年間60日以上農業に従事し (2) 国民年金の第1号被保険者で (3) 20歳以上60歳未満の人 (一部特例有) が加入できます。
    - ・ 農地を持っていない農業者、配偶者や後継者などの家族従事者も加入できます。
  - ② 積立方式・確定拠出型で少子高齢化時代に強い
    - ・ 積立額の運用益は非課税で年金の原資として積み立てます。
  - ③ 保険料は月額2万円 (35歳未満で政策支援の対象にならない場合は1万円) から6万7千円の間で自由に決められる
    - ・ 加入後も保険料額の変更は可能。また、脱退も自由で再加入も可能。但し、脱退や資格喪失の場合も一時金はではなく、基金が運用し、将来年金として支払われます。
  - ④ 亡くなるまで受給できる終身年金
    - ・ 80歳前に亡くなられた場合は死亡一時金があります。
  - ⑤ 税制面で優遇措置がある
    - ・ 支払保険料は全額社会保険料控除の対象となり、受け取る年金は公的年金等控除が適用されます。
  - ⑥ 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助がある
    - ・ 39歳までに加入し、農業所得が900万円以下で認定農業者または認定就農者でかつ青色申告者等であることが要件です。

年金加入者を随時受け付けています。相談はJA支店または市農業委員会まで

# 全国農業新聞

NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

経営とくらしに役立つ情報をお届けします！

農家のための情報誌『全国農業新聞』

- ◆発行日／週一回 (毎週金曜日) ◆発行元／全国農業会議所
- ◆購読料／月700円 (送料、税込み)

○お申込みは、農業委員会事務局まで ☎354-8271

## 編集後記

7月20日から、新体制での農業委員会が始動します。豊田新会長のもと、四日市市の農業発展の為、皆で力を合わせて業務に取り組んで参ります。

過去三年間はコロナ禍でした。色々な対策が求められ、会議はいつもの庁舎ではなく、交流会館や市民センター等を転々となりました。リモートでの月例総会も実施し、皆の対応力に手応えを感じることができました。

農業委員会にはタブレット端末が導入され、昨今では“スマート農業”という言葉が話題になりますが、実際の農作業の現場は厳しいです。機械操作の危険性の他にも、熱中症やマダニ・ハチ・マムシ・獣との遭遇・風水害等、生死につながるような自然界での危険がたくさん潜んでいます。皆さま、どうぞ御安全に。

体内の水分が不足すると腎臓の機能が低下し、心筋梗塞や認知症のリスクが上がるそうです。農作業中のこまめな水分補給を忘れずに、無事に実りの秋を迎えたいものです。

私たち三人の編集委員の担当は、今号で最後となりました。読んで頂いた皆様、紙面づくりに協力いただいた皆様、有り難うございました。

[農業委員会だより 編集委員会]  
古市 ひとみ/伊藤 豪俊/近藤 孝嗣

## 四日市市農業委員会憲章

私たち農業委員会は、誇りと責任をもち夢とゆとりのある明るい農業を育てるため、次のことを誓います。

- 一、明日のいのちを守る確かな農業をつくります。
- 一、水とみどりの農地を守りみのり豊かな農業をつくります。
- 一、担い手を育て活力ある農業をつくります。
- 一、消費者と心のかよい合う農業をつくります。
- 一、世界に目を向け新しい農業をつくります。

制定 平成三年六月六日